

新様式を公開しました！

ベースアップ評価料の届出書類の書き方 ～歯科編～

2025年1月版

- ★ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）のみを算定して、加算分をそのままスタッフの賃上げに充当する場合、簡単に届出書類が作成できます！

加算分よりも大きな賃上げを行っていただく場合ももちろん使えます！

スタッフ数10名以下の
診療所必見！

一人でもできる！
短時間でできる！

はじめに

医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和7年1月にベースアップ評価料（I）専用届出様式を公開しました。この新しい様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

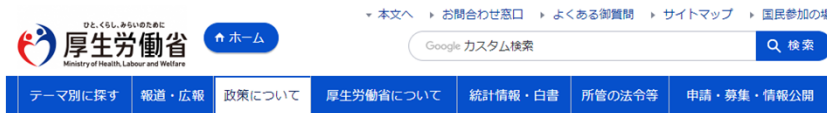
厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



新しい様式はこちら

--- 中略 ---

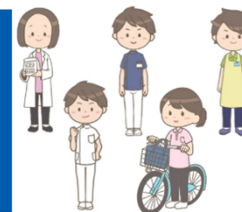


ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > ベースアップ評価料等について

ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でバックアップしています。

職員の賃金改善のためにベースアップ評価料を算定する医療機関・ステーションが増えています。ポイントが分かれば、届出は簡単です。ベースアップ評価料で、処遇改善のペースアップ！



このページにおいて、特に記載がない限り、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」は「外来・在宅ベースアップ評価料」に含まれるものとします。

訪問看護ステーションの皆さまは「6. 訪問看護ベースアップ評価料の届出について」をご覧ください。

1. はじめてベースアップ評価料の届出を行う医療機関の皆さまへ

まだベースアップ評価料を届け出していないすべての医療機関が対象です。

2. 届出様式（医療機関用）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）のみを届出する場合（評価料I専用届出様式）
 - ベースアップ評価料I専用届出様式（Excel形式） [434KB] [NEW]
- 上記以外の場合（従来版様式）
 - ベースアップ評価料届出様式（Excel形式） [375KB]

ベースアップ評価料等に係る届出については、医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された専用メールアドレスにExcelファイルを提出することにより行ってください。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。詳細は下記PDFファイルをご覧ください。

届出様式記載上の注意 [266KB]

届出書の記入は簡単！ 3つのステップで

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）による収入を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（ベア等）にまるまる活用する場合の書類の記入は、次のように行います。

1. **届出に関する基本事項を記載**します。



2. 直近1か月間の実績（**初再診料等の算定回数**）を入力します。
外来・在宅ベースアップ評価料（I）等の算定回数が推計でき、加算により得られる1か月の収入が分かります。



3. 加算により得られる1か月の収入を、スタッフの給与のベア等にどう分配するかを計画します。
「別添」シートに、**1か月当たりの賃金改善見込み額等を入力**します。
「計画書」シートの内容を確認します。
「届出書」シートにチェックします。



書類の記入が完了します。あとは**メールで提出**するだけ！

最初に、書類（エクセル形式）をダウンロードしてください

厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

または

「厚生労働省 ベースアップ評価料」で検索



どのスタッフが対象となるかを確認してください

- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）によりベースアップを行う対象となる職種は、医療に従事する職種（下記のすべて）です。
- なお、医師・歯科医師は含みません。また、単に医療事務を行うスタッフは含みません。

対象職種の一覧：

歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）

1. 届出に関する基本的な事項を記載します

- 記載が必要なシートは「別添」シート（「届出書添付書類」）です。
- 賃金改善実績報告書に関する確認項目にチェックした後、◎届出に関する基本事項の記載に進みます。

別添

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

の施設基準に係る届出書添付書類

忘れずにチェックしてください

以下について確認の上、☑を記載すること

- 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告すること。

◎届出に関する基本事項

1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	0123456	
保険医療機関名	〇〇歯科医院	
所在地	都道府県	東京都
	住所	千代田区霞が関X-X-X
開設者名	〇〇 〇〇	
連絡先	担当者氏名	●● ●●
	電話番号	03-XXXX-XXXX

半角数字7桁で記入してください
 例：0123456
 ※小数点やカンマなどの記号は含めなくてください

医療機関名を記載してください
 全角文字で記載してください
 × ●●クリニック
 ○ ●●クリニック

医療機関が所在する都道府県を選択してください（右の欄外に届出様式提出先のメールアドレスが表示されます）

医療機関の所在地の住所を記載してください

チェックを入れると、「5外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される金額の見込み」の③～⑥欄が表示されます。

チェックを入れると、「5外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される金額の見込み」の⑦～⑩欄が表示されます。

欄外に表示されるメールアドレスが、届出様式提出先のメールアドレスです

届出様式提出先のメールアドレス↓

base-up-hyoukaryou13@mhlw.go.jp

2 届出を行う評価料（届出を行う項目に☑を記載すること）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

※ 両方を届け出る保険医療機関にあっては、両方とも☑を記載すること。

3 届出年月日 令和 7 年 3 月 10 日

選択してください

2. 直近1か月間の実績（初再診料等の算定回数）を入力します

- 直近1か月間の **初診料等・再診料等・訪問診療料（同一建物以外・同一建物）の算定回数**を記載します。
- これにより、ベースアップ評価料の算定によって得られる1か月当たりの収入の見込みが分かります。

◎算定に関する事項

4 ベースアップ評価料算定期間

- 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月
令和 7 年 4 月
- 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月（原則として3月）
令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定可能。

5 外来・在宅ベースアップ評価料（I）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目		算定回数
医科 点数表	項目2で「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」にチェックをしていないため、医科点数表の欄は黒塗り表示されています。	
	⑦ 初診料等	70 回
	⑧ 再診料等	210 回
	⑨ 歯科訪問診療料（同一建物以外）	2 回
⑩ 歯科訪問診療料（同一建物）	8 回	

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（I）等による算定金額の見込み
（⑪の1か月当たりの金額を含む）

選択してください
令和 7 年 4 月
選択してください
（原則として3月）
令和 8 年 3 月

記載上の注意を読んだ上で記載してください

記載上の注意を読んだ上で記載してください

前年度からの繰越がある場合、繰越予定額を記載してください。繰越予定がない場合は0を記載してください。

0 円

自動計算されるため記載不要です

12,820 円

ベースアップ評価料は、**届出をした日の翌月1日から算定可能**です。ただし、月の最初の開庁日、つまり月の最初の平日、に届出した場合は、その月の1日から算定可能です。

⑦～⑩に何が含まれるかは、記載上の注意を確認してください。

直近1か月間の算定回数が通常の月の状況と大きく異なる場合には、直近3か月間平均の算定回数など、他の合理的な方法による計算値を記載しても構いません。

初回届出時は「0」と記載します

ベースアップ評価料の算定によって得られる1か月当たりの算定金額（収入）の見込み（前年度からの繰越があれば、その分も含まれます）

3. 1か月当たりの賃金改善見込み額等を入力します

- 対象職員の1か月当たりの賃金改善見込み額を記載します。
- ベア等による法定福利費を含む賃金の増加額が、ベースアップ評価料算定金額を上回るように設定します。

◎賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

令和 7 年 4 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)

令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

※ 「⑮対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度における対象職員(全体)の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

選択してください

選択してください
(原則として3月)

対象職員全員の合計額を
記載してください

9,000 円

3,150 円

14,155 円

⑮と⑯の数字から自動計算されるため記載不要です

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は、「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」と同じ月又はそれより前の月としてください。

「⑭届出に係る年度において賃金改善を終了する月」は原則として3月としてください。

基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ見込み額(対象職員全員分を合算したもの)を記載してください。

以下の合計を記載します。

【賞与】 年度内の賞与の増加分を賃金改善実施期間の月数で割った金額(賞与が基本給等と連動していない場合は0円)

【時間外手当等】 昨年度の時間外労働実績などを用いた概算値

ベア等による法定福利費を含む賃金の増加額の目安が計算されます。

この金額がベースアップ評価料におけるベア等の実績額の見込みとなるため、この金額が⑯の金額より大きくなるようにしてください。

3. 1か月当たりの賃金改善見込み額等を入力します（つづき）

- 「計画書」シートの内容を確認します。「別添」シートの記載内容に基づき、自動作成されます。
- 「届出書」シートの確認事項に をします。その他の箇所は「別添」シートの記載が転記されます。

「計画書」シート

賃金改善計画書（令和 7 年度分）

保険医療機関コード 0123456
保険医療機関名 ○○歯科医院

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間
令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月 12 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間
令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月 12 ヶ月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ペア等」という）をい、定期昇給は含まない。

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

(3) 算定金額の見込み	当年度の賃金改善見込み額が算定金額と前年度からの繰越額の合計に満たない場合に表示されます	153,840 円
(4) 翌年度への繰越予定額		0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	「別添」シートの⑩の数字が転記されます	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【(3)-(4)+(5)】		153,840 円

II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の見込み額		169,857 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】	「別添」シートの⑪の数字が転記されます	153,840 円

III. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項

(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）		9,000 円
----------------------------	--	---------

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 3 月 10 日 開設者名： ○○ ○○

確認して
チェック

「届出書」シート

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 0123456
又は保険薬局コード

連絡先
担当者氏名： ●●●●
電話番号： 03-XXXX-XXXX

(届出事項)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

施設基準に係る届出
忘れずにチェックしてください

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び業担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているため、別添の様式を添えて届出します。

令和 7 年 3 月 10 日

保険医療機関・保険薬局の所在地 千代田区霞が関X-X
及び名称 ○○歯科医院

開設者名 ○○ ○○

関東信越厚生局長 殿

書類の作成、おつかれさまでした。

- 届出は、作成いただいたエクセルファイルを電子メールでお送りいただきます。
 - 提出先は、医療機関がある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレスです。
アドレスの一覧はこちらへ
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001246968.pdf>
 - 添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードを記載してください。例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
 - メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。

※メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。

最後に

賃金改善実績報告書について

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関は、毎年8月に前年度の賃金改善の取組状況について報告を行う必要があります。例えば、令和7年3月にベースアップ評価料の届出を行い、令和7年4月から算定を開始した場合は、令和8年8月に前年度の実績報告を行います。

報告の際は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、報告書の様式をダウンロードしてください。**（報告書の様式は令和7年4月ごろにウェブページに掲載予定です）**

追加届出について

評価料 I 専用届出様式を用いて歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出を行った後に、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）又は入院ベースアップ評価料の届出を行う場合には、従来版の様式により届出を行ってください。この場合には、新規届出の場合と同様に、賃金改善計画書を含めた必要シート全てに記載が必要です。

従来版の様式は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、ダウンロードしてください。